

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第169号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第24条の3第3項から第5項までの規定に基づき」を「第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊として」に、「応援出動し」を「出動し」に、「消防作業等」を「同法第24条の3第1項に規定する消防の応援」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)